

バーゼルⅡ第3の柱(市場規律)に基づく開示

本頁以降では、「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成19年金融庁告示第15号、いわゆる「バーゼルⅡ第3の柱(市場規律)」に基づく開示)により定められた開示項目を記載しております。

定性的開示事項

◆ 連結の範囲に関する事項

- 連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団に属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」という。)に属する会社と、連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社に相違点はございません。

- 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容につきましては、資料編連結情報62頁に記載の「子会社等の情報」を参照願います。

- 自己資本比率告示第9条または第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

- 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

- 銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要

該当ありません。

◆ 自己資本調達手段の概要

[平成22年3月末]

自己資本調達手段の種類		数量	概要
基本的項目	普通株式	95,099,631株	権利内容になんら限定のない当行における標準となる株式
補完的項目	劣後特約付借入金	5,000,000,000円	・ステップアップ金利特約付 ・期間10年(期日一括返済) ただし、5年目以降に、金融庁の承認を条件に繰上償還が可能
	劣後特約付社債	1,200,000,000円	・ステップアップ金利特約付 ・期間10年(期日一括返済) ただし、5年目以降に、金融庁の承認を条件に繰上償還が可能

◆ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

資本金をはじめとする自己資本は、銀行がさらされているリスクが損失として顕在化した場合の最終的な受け皿となることから、当行では、主要なリスク(信用リスク、市場リスク等)を定量的に把握した上で、これらのリスク量の合計が、自己資本を基準に設定したリスク許容限度額の範囲に収まるよう、経営陣で構成する月次のALM委員会において管理しております。

これにより、自己資本の充実度を自ら評価することで健全性の確保に努めるとともに、資産負債のバランスを適切にコントロールすることにより、リスクに見合った収益を確保するよう努めております。

◆ 信用リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続きの概要

【信用リスク管理の基本方針】

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営悪化等を原因として、貸出金の元本や利息等債権の回収が困難となり、銀行が損失を被るリスクを言います。

当行では、リスクの分散を基本とし、リスクに見合った収益力ある与信ポートフォリオの構築を目指した信用リスク管理を行っております。

(個別案件の審査判断)

お取引先へのご融資の審査判断については、内部基準で定められた決裁権限により、比較的风险が大きいご融資は本部の審査専門部署や経営による審査判断が実施される態勢としております。

(信用リスクの定量的把握)

当行では、財務内容やご返済の状況等の信用度に応じてお取引先を区分する信用格付を実施しており、格付区分毎のリスクの状況に基づいて信用リスクを定量的に把握しております。

具体的には、バリュー・アット・リスク (VaR) により信用リスク量を計測しており、信頼区間99.0%、保有期間1年として算出された最大損失から、平均的に発生が予想される期待損失 (EL) を差し引いた値 (=非期待損失、UL) を信用リスク量として認識しております。

信用リスク量の計測は四半期ごとに実施しており、計測したリスク量については、他のリスク量と合算のうえALM委員会で管理しております。

【貸倒引当金の計上基準】

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

● 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

自己資本比率算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたっては、内部管理との整合性を考慮するとともに、格付の客観性を確保するため、株式会社日本格付研究所、及び株式会社格付投資情報センターの2社が公表する格付を採用しております。

◆ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

【信用リスク削減手法】

当行が抱えるお取引先の信用リスクを軽減する方法として、主に不動産や有価証券、預金、手形などを担保とする方法や、保証機関等の保証による方法などを実施しております。

担保の評価については、内部基準に評価方法等を定め、定期的に評価の見直しを実施する態勢としております。

また、担保としていないお取引先の自行預金については、お取引先が貸出金等の期限到来、期限の利益喪失などにより債務の履行をしなければならぬ場合、預金の期限が未到来であっても貸出金等と対当の金額まで債権債務を消滅させる措置を行っております。

なお、自己資本比率の算出においては、「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を採用しております。

◆ 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行では、主に自行が保有する金利リスク及び為替リスクをヘッジすることを目的に、金融機関を相手方とする派生商品取引を行っており、取引の実施にあたっては、特定の先のみ取引が偏ることのないよう配慮しております。

また上記のほか、外貨預金やインパクトローン取引において、お客様の円利回りを確定させるための派生商品取引を行っており、当該取引に係る信用リスクについては、円貨与信取引と一体で管理しております。

◆ 証券化エクスポージャーに関する事項

● リスク管理の方針及び手続きの概要

当行では、有価証券運用の一環として、金銭債権を証券化した債券を保有しておりますが、今後は新たな投資を行わない方針としております。現在保有する証券化商品は他の一般の債券と一体でリスク管理を行っております。

バーゼルⅡ第3の柱(市場規律)に基づく開示

●証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「標準的手法」を使用しております。

●証券化取引に関する会計方針

当行が投資家として保有する証券化商品については、金融商品会計基準に従って適切な会計処理を行っております。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定にあたっては、株式会社日本格付研究所、及び株式会社格付投資情報センターの2社が公表する格付を採用しております。

◆オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

【オペレーショナル・リスク管理体制】

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・システム・人が不適切であることもしくは機能しないこと、又は外部要因に起因するリスクの総称であり、当行では、リスク要因の種類により①事務リスク②システムリスク③その他オペレーショナル・リスク（法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク）に区分し管理しております。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、取締役会が策定する統合的リスク管理方針（リスク管理規程）に基づき、リスクの区分ごとに主管部署を明確にし、当該主管部署ごとにリスク管理態勢の堅確化に努める体制としております。

また、統合リスク管理における各リスクの定量的な把握においては、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額をオペレーショナル・リスク量として認識しております。

【オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続】

オペレーショナル・リスクについては、管理態勢の堅確化及び検査・監査の実施等により、リスク要因の顕在化を抑制することを基本方針としております。

各所管部署ではこの方針に基づき、規程等のマニュアル類を常に適切な状態に維持するとともに、事故等の発生状況について検証を行い、必要に応じ研修指導を実施するなど、リスク要因顕在化の抑制に努めております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しております。

◆出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、配当収入及び値上り益の獲得、並びに有価証券ポートフォリオにおける金利リスクの相殺を主な目的として株式等への投資を行っており、投資金額については、先行きの金利や株価等の見通しと価格変動リスクの影響等を考慮し、期初のALM委員会において決定するほか、月次のALM委員会においても、リスクの状況等に応じ随時見直しを行う体制としております。

株式等の価格変動リスクについては、債券を含む投資有価証券全体について、株価や市場金利等の各リスク要因間の相関を考慮したうえで、市場部門のリスク量として一体で計測しております。市場部門のリスク量はバリュエーション・リスク（VaR）により計測しており、信頼区間は99.0%、保有期間は他の主要なリスク（信用リスク、金利リスク等）との統一性を考慮し、債券、株式等とも240日（1年間）としております。

計測した市場部門のリスク量は、他のリスク量と合算のうえALM委員会において管理しております。

株式等の評価については、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

また、株式等について会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

◆ 銀行勘定における金利リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

【リスク管理の方針】

銀行は、お客様の多様な運用調達ニーズにお応えし、また、自らの金利観に基づいて有価証券運用を行う結果、資金の運用調達期間のバランスに不一致が生じるため、将来金利が変動した場合には利鞘が変動するリスクを負っています。

当行では、このような銀行勘定における金利リスクについても、統計的な手法により定量的に把握しており、月次で計測したリスク量は、他のリスク量と合算のうえALM委員会で管理しております。

【手続きの概要】

各種リスクを適切にコントロールするため、取締役会において統合的リスク管理方針を決定しており、同方針に基づいて自己資本を基準とする銀行全体のリスク許容限度額を定めております。

月次開催のALM委員会では、定量的に把握した各種リスク量の合計が、上記のリスク許容限度額に収まるよう管理しており、各種リスクと収益との状況を考慮した上で、必要に応じ金利リスクの低減手法を導入しリスクコントロールを図る一方、新たなリスクテイクの方針を決定するなど、機動的かつ効率的な業務運営に努めております。

● 金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定における金利リスクのうち投資有価証券に係るリスクについては、「出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要」(80頁)に記載の通り、市場部門のリスク量として一体で計測しております。

その他の銀行勘定における金利リスクについては、バリュー・アット・リスク (VaR) により計測しており、信頼区間は99.0%、保有期間は他の主要なリスク (信用リスク、価格変動リスク等) との統一性を考慮し240日 (1年間) としております。

管理方法や計量化手法の妥当性、有効性については、バックテストやストレステストの実施により半期毎に検証を行っており、リスク管理の実効性を確保するよう努めております。

なお、リスク量の計測にあたっては、要求払預金のうち以下の定義による金額をコア預金として認識しております。

又、預金、貸出金については、原則として契約上の期日まで取引が継続されることを前提にリスク量を計測しております。

(コア預金の定義)

要求払預金の各科目単位で、(a)過去5年の最低残高、(b)過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 (ただし0を下回らない)、(c)現残高の50%相当額、のうちいずれか最小の額を算出し、全科目の当該最小の額の合計額をコア預金残高としております。

又、残存期間については、最長5年、平均2.5年となる月次均等償還の預金として満期を認識しております。

定量的開示事項

◆ 自己資本の構成に関する事項及び自己資本比率及び基本的項目比率

自己資本の構成の内訳、及び自己資本比率、基本的項目比率につきましては、資料編56頁に記載の「単体自己資本比率 [国内基準]」、及び77頁に記載の「連結自己資本比率 [国内基準]」を参照願います。

◆ 自己資本の充実度に関する事項

● 所要自己資本の額

単体		[単位：百万円]	
		所要自己資本額	
項目		平成21年3月期	平成22年3月期
I 資産(オン・バランス) 項目信用リスク・アセット		11,553	11,169
1.	現金	—	—
2.	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3.	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4.	国際決済銀行等向け	—	—
5.	我が国の地方公共団体向け	—	—
6.	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
7.	国際開発銀行向け	—	—
8.	地方公共団体金融機構向け	1	12
9.	我が国の政府関係機関向け	85	95
10.	地方三公社向け	—	—
11.	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	574	543
12.	法人等向け	4,419	4,145
13.	中小企業等向け及び個人向け	1,829	1,836
14.	抵当権付住宅ローン	902	856
15.	不動産取得等事業向け	2,214	2,322
16.	三月以上延滞等	190	177
17.	取立未済手形	—	—
18.	信用保証協会等による保証付	203	162
19.	株式会社産業再生機構による保証付	—	—
20.	出資等	366	358
21.	上記以外	763	660
22.	証券化(オリジネーターの場合)	—	—
23.	証券化(オリジネーター以外の場合)	1	—
24.	複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
II オフ・バランス取引等項目信用リスク・アセット		245	213
1.	任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2.	原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—
3.	短期の貿易関連偶発債務	—	—
4.	特定の取引に係る偶発債務	18	15
	(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	—	—
5.	N I F又はR U F	—	—
6.	原契約期間が1年超のコミットメント	1	1
7.	内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8.	信用供与に直接的に代替する偶発債務	178	152
	(うち借入金の保証)	25	20
	(うち有価証券の保証)	—	—
	(うち手形引受)	—	—
	(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—
	(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
9.	買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
	買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	—	—
	控除額(△)	—	—
10.	先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	1	1
11.	有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	38	39
12.	派生商品取引	6	3
	(1)外為関連取引	—	—
	(2)金利関連取引	6	3
	(3)金関連取引	—	—
	(4)株式関連取引	—	—
	(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—
	(6)その他のコモディティ関連取引	—	—
	(7)クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク)	—	—
	一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
13.	長期決済期間取引	—	—
14.	未決済取引	—	—
15.	証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
16.	上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
III オペレーショナル・リスク相当額		970	955
合計(総所要自己資本額)		12,769	12,338

連結

[単位：百万円]

項目	所要自己資本額	
	平成21年3月期	平成22年3月期
I 資産（オン・バランス）項目信用リスク・アセット	11,646	11,233
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	1	12
9. 我が国の政府関係機関向け	85	95
10. 地方三公社向け	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	574	543
12. 法人等向け	4,379	4,099
13. 中小企業等向け及び個人向け	1,730	1,728
14. 抵当権付住宅ローン	902	856
15. 不動産取得等事業向け	2,214	2,322
16. 三月以上延滞等	190	177
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	203	162
19. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—
20. 出資等	361	351
21. 上記以外	1,001	884
22. 証券化（オリジネーターの場合）	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	1	—
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
II オフ・バランス取引等項目信用リスク・アセット	245	213
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務	—	—
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	18	15
5. N I F 又は R U F	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	1	1
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	178	152
(うち借入金の保証)	25	20
(うち有価証券の保証)	—	—
(うち手形引受)	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	—	—
控除額(△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	1	1
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	38	39
12. 派生商品取引	6	3
(1) 外為関連取引	—	—
(2) 金利関連取引	6	3
(3) 金関連取引	—	—
(4) 株式関連取引	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—
(6) その他のコモディティ関連取引	—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
13. 長期決済期間取引	—	—
14. 未決済取引	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
III オペレーショナル・リスク相当額	1,032	1,011
合計（総所要自己資本額）	12,925	12,458

バーゼルⅡ第3の柱(市場規律)に基づく開示

◆ 信用リスクに関する事項

●信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高、及び3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(業種別)

[単位：百万円]

	信用リスク・エクスポージャー期末残高						信用リスク・エクスポージャー期末残高				
	平成21年 3月期	平成21年 3月期	平成21年 3月期	平成21年 3月期	うち 3ヵ月以上 延滞エク スポージャー		平成22年 3月期	平成22年 3月期	平成22年 3月期	平成22年 3月期	うち 3ヵ月以上 延滞エク スポージャー
製 造 業	53,960	49,518	1,498	—	574	製 造 業	51,452	47,872	1,501	—	594
農 業	2,825	2,825	—	—	31	農 業、林 業	3,257	3,257	—	—	110
林 業	246	246	—	—	20	漁 業	662	662	—	—	—
漁 業	703	703	—	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業	910	819	—	—	—
鉱 業	973	913	—	—	—	建 設 業	39,745	39,610	—	—	1,102
建 設 業	43,067	42,894	—	—	1,293	電気・ガス・熱供給・水道業	8,445	5,621	2,369	—	—
電気・ガス・熱供給・水道	6,390	5,428	502	—	—	情 報 通 信 業	4,843	4,363	—	—	9
情 報 通 信 業	3,742	3,359	—	—	37	運 輸 業、郵 便 業	18,782	12,244	5,922	—	189
運 輸 業	12,607	9,957	2,043	—	169	卸 売 業、小 売 業	52,593	51,239	1,001	—	848
卸・小 売 業	55,175	53,722	1,000	—	810	金 融 業、保 険 業	117,182	8,204	50,705	76	—
金 融 保 険 業	117,634	23,345	52,873	111	—	不動産業、物品賃貸業	62,395	62,109	—	—	728
不 動 産 業	59,289	59,019	—	—	535	各 種 サ ー ビ ス 業	73,052	68,786	3,961	—	822
各 種 サ ー ビ ス	74,598	71,250	3,002	—	949	地 方 公 共 団 体	97,582	48,764	48,817	—	—
政府・地方公共団体	82,019	35,117	46,852	49	—	個 人	97,864	97,864	—	—	923
個 人	101,712	101,712	—	—	975	そ の 他	49,162	—	—	—	—
そ の 他	52,538	—	—	—	—	業 種 別 計	677,935	451,421	114,278	76	5,329
業 種 別 計	667,486	460,016	107,773	161	5,399						

(注) 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成22年3月期から業種の表示を一部変更しております。

(地域別、残存期間別)

[単位：百万円]

	信用リスク・エクスポージャー期末残高									
	平成21年 3月期		平成22年 3月期		平成21年 3月期		平成22年 3月期		うち 3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
	うち 貸出金、 コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引	うち 債券	うち デリバ ティブ 取引	うち 貸出金、 コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引	うち 債券	うち デリバ ティブ 取引	うち 貸出金、 コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引	うち 債券	うち デリバ ティブ 取引	うち 3ヵ月以上延滞 エクスポージャー
国 内	658,167	671,777	460,016	451,421	98,686	108,355	161	76	5,399	5,329
国 外	9,318	6,157	—	—	9,087	5,922	—	—	—	—
地 域 別 計	667,486	677,935	460,016	451,421	107,773	114,278	161	76	5,399	5,329
1 年 以 下	146,190	163,214	113,430	105,741	7,296	5,289	15	8		
1 年 超 3 年 以 下	104,118	117,165	87,412	101,879	16,675	15,241	30	44		
3 年 超 5 年 以 下	133,618	103,231	76,239	61,867	47,204	41,350	77	13		
5 年 超 1 0 年 以 下	104,326	128,927	80,764	79,482	23,525	49,434	37	10		
1 0 年 超 1 5 年 以 下	46,136	35,563	33,063	32,600	13,072	2,962	—	—		
1 5 年 超	31,015	32,552	31,015	32,552	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	102,079	97,281	38,088	37,298	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 計	667,486	677,935	460,016	451,421	107,773	114,278	161	76		

(注) 本項目以降については、単体の内容が連結の大部分を占めることから、連結については記載を省略しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減（部分直接償却前）

[単位：百万円]

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	平成21年3月期	1,620	397	815	1,202
	平成22年3月期	1,202	478	441	1,238
個別貸倒引当金	平成21年3月期	7,811	2,121	1,867	8,065
	平成22年3月期	8,065	1,808	1,302	8,571

(個別貸倒引当金の地域別内訳)

[単位：百万円]

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	平成21年3月期	平成22年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
国内計	7,811	8,065	2,121	1,808	1,867	1,302	8,065	8,571
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	7,811	8,065	2,121	1,808	1,867	1,302	8,065	8,571

(個別貸倒引当金の業種別内訳)

[単位：百万円]

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
	平成21年3月期	平成21年3月期	平成21年3月期	平成21年3月期		平成22年3月期	平成22年3月期	平成22年3月期	平成22年3月期
製造業	718	499	74	1,143	製造業	1,143	205	492	856
農業	50	0	0	50	農業、林業	95	14	45	64
林業	46	—	1	44	漁業	18	5	0	22
漁業	19	—	1	18	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	建設業	3,525	867	142	4,251
建設業	3,401	710	586	3,525	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道	—	—	—	—	情報通信業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	運輸業、郵便業	94	15	7	102
運輸業	54	41	1	94	卸売業、小売業	838	192	159	871
卸・小売業	992	148	302	838	金融業、保険業	—	—	0	—
金融保険業	—	—	—	—	不動産業、物品賃貸業	588	132	97	623
不動産業	684	56	152	588	各種サービス業	1,353	312	250	1,414
各種サービス	1,435	615	697	1,353	地方公共団体	—	—	—	—
政府・地方公共団体	—	—	—	—	個人	394	62	106	350
個人	395	47	48	394	その他	13	0	—	13
その他	13	0	—	13	業種別計	8,065	1,808	1,302	8,571
業種別計	7,811	2,121	1,867	8,065					

(注) 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、平成22年3月期から業種の表示を一部変更しております。

●業種別又は取引相手別の貸出金償却の額

[単位：百万円]

	貸出金償却		貸出金償却
	平成21年3月期		平成22年3月期
製造業	457	製造業	179
農業	0	農業、林業	35
林業	△1	漁業	5
漁業	—	鉱業、採石業、砂利採取業	—
鉱業	—	建設業	892
建設業	386	電気・ガス・熱供給・水道業	—
電気・ガス・熱供給・水道	—	情報通信業	—
情報通信業	—	運輸業、郵便業	12
運輸業	41	卸売業、小売業	174
卸・小売業	△52	金融業、保険業	0
金融保険業	0	不動産業、物品賃貸業	117
不動産業	△8	各種サービス業	212
各種サービス	567	地方公共団体	—
政府・地方公共団体	—	個人	51
個人	18	その他	126
その他	△373	業種別計	1,809
業種別計	1,036		

(注) 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、平成22年3月期から業種の表示を一部変更しております。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果をもとにした後の残高

[単位：百万円]

	エクスポージャーの額			
	平成21年3月期		平成22年3月期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	49	138,147	—	152,936
10%	—	72,856	—	70,621
20%	74,096	—	57,677	5,415
35%	—	64,457	—	61,206
50%	23,015	860	18,746	989
75%	—	59,872	—	61,446
100%	2,126	188,539	506	184,406
150%	—	1,887	—	1,771
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	99,289	526,621	76,929	538,795

バーゼルⅡ第3の柱(市場規律)に基づく開示

◆ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

[単位：百万円]

	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成21年3月期	平成22年3月期
現金及び自行預金	11,418	10,796
金	—	—
適格債券	24,275	45,672
適格株式	210	193
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	35,904	56,662
適格保証	19,571	10,471
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	19,571	10,471

◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ、与信相当額の算出に用いる方式

金利スワップ等の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

ロ、グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

グロス再構築コストの額は0百万円です。

ハ、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

[単位：百万円]

種類及び取引の区分	平成21年3月期	平成22年3月期
	与信相当額	与信相当額
派生商品取引	160	76
外国為替関連取引及び金関連取引	49	—
金利関連取引	111	76
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	160	76

ニ、グロス再構築コストの額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

差し引いた額はゼロとなります。

ホ、信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び金額

派生商品取引において担保の受入を行っている取引はありません。

ヘ、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ハ、を参照してください。

ト、与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

チ、信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

◆ 証券化エクスポージャーに関する事項

●銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

[単位：百万円]

	平成21年3月期	平成22年3月期
ショッピングクレジット・カード債権	130	—
合計	130	—

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本額

[単位：百万円]

	平成21年3月期		平成22年3月期	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
0%	—	—	—	—
20%	130	1	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	130	1	—	—

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(4) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

◆ 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

● 貸借対照表計上額

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

[単位：百万円]

	平成21年3月期		平成22年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	5,967		5,040	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	915		966	
合計	6,882		6,006	

(2) 子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

[単位：百万円]

	貸借対照表計上額	
	平成21年3月期	平成22年3月期
子会社・子法人等	117	169
関連法人等	—	—
合計	117	169

● 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

[単位：百万円]

	平成21年3月期	平成22年3月期
売却損益額	△ 1,713	29
償却額	46	77

● 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

[単位：百万円]

	平成21年3月期	平成22年3月期
評価損益の額	△ 2,728	△ 1,321

● 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

◆ 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

	平成21年3月期	平成22年3月期
金利ショックに対する経済価値の増減額 (VaR)	6,060百万円	7,192百万円
〔信頼区間 99.0% 保有期間 240日〕 観測期間 1200日	うち円貸 6,060百万円	うち円貸 7,192百万円
	うち外貸 ー百万円	うち外貸 ー百万円

(注) 外貨のVaRは、銀行勘定における外貨の資産または負債に占める割合が5%未満であるため、計測しておりません。